マイナンバーカードの出現申請を受付けます



▶①マイナンバーカードの出張申請とは?……

町職員が企業や団体・地域の公民館などを訪問し、マイナンバーカードの申請を受付ます。受付から1ヶ月半~2ヶ月後、出来上がったカードは、再度町職員が出向いてお渡しします。

平日窓口へお越しいただくことが難しい人にも、カードを申請していただけます。

▶②対象

- ・町内に事業所がある企業、団体
- ・町内の自治会・サークルなど

▶③申し込み条件

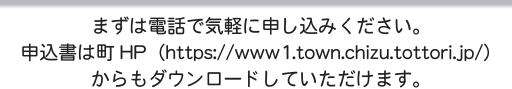
- ・申請予定者が複数名以上見込まれること。
- ・申し込み企業、団体において受付会場や机、椅子の準備が可能なこと。

▶4申し込みの注意事項

- ・本人申請のみの受付になります。(代理人による申請は出来ません)。
- ・マイナンバーカードが出来上がった後、町職員が暗証番号を入力することに了承いただ く必要があります。

▶⑤申請受付の流れ

- [2週間前まで]
- (1) 代表者が役場税務住民課へ出張申請申込書を提出
- (2) 事前打ち合わせ
- (3) 申請者リストの提出と必要書類の受け取り
- (4) 当日の必要書類を代表者が申請者へお渡しください
- (当日) 職場、公民館などで出張申請受付、書類取りまとめる
- [1ヶ月半~2ヶ月後] 職場、公民館などでカード受け取り



問合せ先 役場税務住民課 ☎75-4118